

令和7年6月11日

令和6年度 特別の教育課程の実施状況等について

群馬県		
学 校 名	管理機関名	設置者の別
玉村町立玉村小学校（外4校）	玉村町教育委員会	公立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学 校 名	特別の教育課程の編成の方針等の 公表 URL
玉村町立玉村小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010052/weblog
玉村町立上陽小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010053/page/frm64d04823c4718?tm=20250109093233
玉村町立芝根小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010054/weblog
玉村町立中央小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010055/weblog
玉村町立南小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010056/document

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学 校 名	自己評価結果及び学校関係者評価結果の公表 URL
玉村町立玉村小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010052/weblog
玉村町立上陽小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010053/page/frm64d04823c4718?tm=20250109093233
玉村町立芝根小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010054/weblog
玉村町立中央小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010055/weblog
玉村町立南小学校	https://www.town.tamamura.ed.jp/1010056/document

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

○計画通り実施できている ・一部、計画通り実施できていない ・ほとんど計画通り実施できていない
--

(2) 実施状況に関する特記事項

A L T が町内全小学校に常駐勤務することにより、外国語活動の時間は全て日本人と A L T のチームティーチングで指導できる体制を整えている。本町の児童の実態

に即して、平成28年度玉村町教育研究所において「玉村町版小学校外国語活動カリキュラム」を作成し、共通のカリキュラムで実施することで、同じ水準の英語教育を実践している。新学習指導要領の改訂等に伴い、令和2年度に各校の英語担当教員で改訂会議を重ね、これまでの実践を踏まえて内容を新しくした。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- | |
|---|
| <p>☒ 実施している</p> <p>☐ 実施していない</p> |
|---|

<特記事項>

学校評議員会や学校評価において、小学校における英語活動・外国語活動の充実に向けた取組について意見を募る機会を設けている。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

本特例は、玉村町が取り組んできた英語教育や国際交流事業などの更なる発展を図るとともに、本町に住む子供たちが将来英語を用いて積極的にコミュニケーションを図れるよう、英語教育を実践していくものである。

本町では公立の幼稚園と保育所にALTを派遣し、英語に親しむ事業を実施しており、本特例を活用して小学校低学年でも英語活動の時間を確保したことで、幼稚園から中学校までの12年間を継続して英語に親しんだり学んだりできるようになっている。また、全小学校への英語専科教員配置により、高い水準の英語学習を継続的に実施することができている。さらに、小中学校に1名ずつALTを常駐で配置することにより、英語活動の時間のみならず、日常の学校生活の中でもALTと触れ合うことができ、ネイティブとのコミュニケーションに親しめるようになっている。

それらの取組により、1年生から6年生まで積極的に学習に取り組む児童が多く、「英語の授業は楽しいですか」の質問には8～9割程度が肯定的な回答をしている。

一方で、「英語を話すことは好きですか」の質問に肯定的な回答をしている児童は6～7割程度となっている。英語活動を楽しんでいると感じてはいるものの、表現に対する苦手意識をもつ児童が全体の3分の1程度いることが分かる。また、学年が上がるにしたがって学習内容を難しいと感じたり、苦手意識をもったりする児童が増える傾向がある。外国語が教科となる高学年に向けて、児童が英語を使って表現することのよさや楽しさを実感しながら学習を進められるように指導の改善を図ることが課題として挙げられる。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

本特例を実施している町内5校の小学校においては、1年生から6年生まで継続し

て英語に触れる時間を毎週確保できたことにより、英語学習の時間以外でもALTと日常的にコミュニケーションを図ったり、ALTの出身国の文化や生活習慣について学んだりしようとする児童の姿が見られる。

また高学年で、町内の他の公立小学校や中学校、英語と日本語のバイリンガル教育を実施している株式会社立の小学校と、教室同士をオンラインでつないだり、実際に児童が学校間を行き来したりして、合同で英語の活動を実施することができた。さらに、近隣の大学から外国人講師や英語専攻学生をゲストティーチャーとして招くなど、多様な人々と英語を用いたコミュニケーションを行う機会を設定することができた。

さらに、令和6年度は、新型コロナウイルス感染症への対応のため中止となっていた中学生海外派遣事業を5年ぶりに実施した。中学校2・3年生を対象として、アメリカ・ワシントン州エレンズバーグに団員を派遣するこの事業では、20名の定員に対して60名を超える応募があった。幼児期や小学校から継続的に学んできた英語を積極的に活用したり、外国の文化に興味をもって関わろうとしたりする生徒が多いことが伺えた。

これらのことについては、教育基本法第2条第5号の「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」や、学校教育法第21条第3号「進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」の実現に向けて、適切に取組が進んでいることの成果であると考えられる。

4. 課題の改善のための取組の方向性

3(1)に示すような課題を踏まえて、高学年になるほど難しくなる内容を、すべての児童が楽しんで積極的に学ぶ素地を養えるように、本特例の改善を図ることが必要と考える

そのために以下のような手立てを行う。

- ・児童の実態に応じて指導の改善を図れるよう、玉村町英語教育推進会議で各校での指導や児童の学習状況について情報交換を行う。
- ・改訂した「玉村町版小学校外国語活動カリキュラム」を基に、低学年児童の実態に応じた学習活動を設定する。
- ・多様な人と関わり、英語を使用する必要感をもって学習活動に取り組めるよう、県立女子大学の教職員や学生をゲストティーチャーに招いたり、フェリーチェ玉村国際小学校との交流授業を実施したりする機会を一層増やす。
- ・英語への抵抗感を軽減し、楽しみながら活動に取り組めるよう、他者と関わりながら英語コミュニケーションを繰り返し行う活動を設定するとともに、児童が進んで英語を用いようとする姿勢を認めていく。
- ・小学校で培った英語コミュニケーション力や英語に対する肯定的な思いを中学校での

英語学習につなげられるよう、小中学校の英語担当の情報交換を行い、中学校の初期段階で小学校の学びを生かした英語学習を展開する。

- ・中学生海外派遣事業（隔年実施）が行われない今年度は、小学校５年生から中学校３年生を対象とした英語交流イベントを開催し、小中学生がエレンズバーグから来庁している方や英語専攻学生等と様々な活動を通して楽しくコミュニケーションを図る機会を設ける。